

## ◆東日本大震災への対応

**文科省から都道府県へ通知・連絡文書発信  
(大切なお知らせ)**

文部科学省から私立幼稚園にかかる下記の3つの文書が発信されましたので、お知らせいたします。被災園児の受け入れなど大切な内容ですので、都道府県団体におかれましては、お手数ですが加盟園への周知をお願いいたします。

なお、詳細及び添付の文書等につきましては、全日私幼連ホームページでご覧いただけますので、あわせてご一読いただければ幸甚です。

- 1 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の私立学校における就学機会の確保等について（通知）
- 2 東日本大震災に係る文部科学省関係通知等の取扱いについて（周知（第2報））
- 3 東日本大震災により被災した私立学校施設の災害復旧について

〔今号は9枚〕



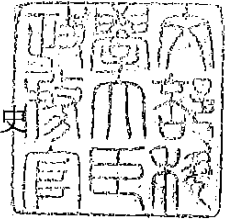
23文科高第51号  
平成23年4月11日

各 都 道 府 県 知 事  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた地方公共団体の長

殿

文部科学大臣政務官

笠 浩史



(印影印刷)

東日本大震災により被災した幼児児童生徒の私立学校における  
就学機会の確保等について（通知）

私立学校行政に関し、かねてより格別の御配慮をいただきありがとうございます。

文部科学省においては、今回の東日本大震災の発生以降、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（平成23年3月14日付け文科初第1714号文部科学副大臣通知）等により、幼児児童生徒の就学機会の確保等への御協力をお願いしてきたところですが、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、東日本大震災により被災した幼児児童生徒の就学の機会を確保する等の観点から、当該幼児児童生徒に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いします。また、所轄の私立学校に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくようお願いします。

記

1. 被災した幼児児童生徒の私立学校への受入れ等について

被災した幼児児童生徒が私立学校への受入れを希望してきた場合には、各学校の状況に応じて、可能な限り受入れに努めることが望まれること。

また、私立学校に対して補助を行っている都道府県においては、その配分の際、被災した幼児児童生徒の転出入に伴う在学者数の増減と定員の関係について、弾力的に取り扱うことが望まれること。

## 2. 私立学校における授業料（保育料）等の取扱い等について

私立学校において、今回の震災により、幼児児童生徒の学資を負担している者が災害を受け、授業料（保育料）等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対し、配慮を行うことが望まれること。

また、都道府県においては、私立学校の行う授業料（保育料）等の減免に関し、適切な支援を行うことが望まれること。

なお、文部科学省においても都道府県に対する支援について検討していること。

## 3. 就学、就園に関する経済的支援について

被災により奨学金を必要とする高校生等に対して特段の配慮を行うとともに、特に卒業年次の高校生等については、日本学生支援機構の奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うことが望まれること。

私立幼稚園に通う被災した園児に対する幼稚園就園奨励事業に係る事務の取扱いについて、「東北地方太平洋沖地震により被災した園児に対する幼稚園就園奨励事業について」（平成23年3月31日付け事務連絡）等の趣旨を踏まえ、弾力的な対応を行うことが望まれること。

その他、各学校段階に応じた各種の就学支援の手続き等につき、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うことが望まれること。

## 4. 教科書の取扱いについて

以下の点については、当該関係事務を所管する都道府県教育委員会へ周知済みであること。（「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被災した児童生徒に係る教科書無償給与事務について」（平成23年3月17日付け事務連絡）、「東日本大震災に伴う教科書の供給について」（平成23年4月6日付け事務連絡））

被災により転入学した義務教育諸学校の児童生徒が平成22年度から継続して使用する複数年度使用の教科書については、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、この場合には教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができるものとする。

なお、新年度の教科書供給については、今回の震災により、一部の教科書が被災により使用できなくなったが、現在、災害等に対応するために用意している予備の本を含めて、順次、供給が行われていること。また、教科書発行者では遅くとも4月15日までに増刷を終了し出荷予定であることから、被災地における私立学校の再開の際には、この増刷分も併せて供給される予定であること。

## 5. 授業時数の確保について

被災地域等の小学校及び中学校等においては、学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害等の不測の事態が発生した場合、当該標準授業時数を下回ることも認められること。

なお、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り必要な措置を講じるよう努められた

いこと。

また、被災地域等の高等学校等においても、授業時数の確保について、小学校及び中学校等と同様に取り扱うよう配慮が望まれること。

6. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した幼児児童生徒を受け入れた私立学校においては、臨時健康診断の実施や心のケアを含む健康相談を行う等して、幼児児童生徒の心の健康問題に適切に取り組むとともに、被災地以外の私立学校にあっても、幼児児童生徒の心の健康問題に適切に対応するよう配慮することが望まれること。

本件連絡先（とりまとめ）

文部科学省高等教育局

私学部私学行政課法規係

石田、三木

（電話）03-6734-2527

（FAX）03-6734-3395

（E-mail）sigakugy@mext.go.jp

文部科学省高等教育局

私学部私学助成課助成第四係

村本、寺西

（電話）03-6734-2547

（FAX）03-6734-3396

（E-mail）sigakujo@mext.go.jp

事 務 連 絡  
平成23年4月11日

各都道府県教育委員会幼稚園主管課  
各都道府県私立学校主管課 御中  
附属幼稚園を置く各国公立大学法人

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

東日本大震災に係る  
文部科学省関係通知等の取扱いについて（周知（第2報））

日頃より幼児教育行政の運営にご尽力いただきありがとうございます。また、この度の東北地方太平洋沖地震で被災された方々に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

4月1日付事務連絡にて、これまで文部科学省が発出した関係通知等を整理してお送りしておりましたが、その後新たに発出された通知等についても別紙の通り整理し、取り扱うことといたしましたので、これを踏まえ、適切に対応されるようお願いいたします。

また、これらのことについて、各都道府県教育委員会幼稚園主管課及び各都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会幼稚園主管課、所管の幼稚園に対しても、それぞれ周知していただきますようお願いいたします。

※前回お送りしたものの構成を若干変更しております。

※今回追加した通知等には下線を引いております。以後、新たに追記するものについて同様とし、情報の集約化を図って参りますので、御承知おき下さい。

【本件連絡先】

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 初等中等教育局

幼児教育課 企画係（小畑・時枝・弓岡・藤原）

Tel : 03-5253-4111（内線 3136）

03-6734-3136（直通）

Fax : 03-6734-3736

(別紙)

## 1. 就学機会の確保等について

(1) 以下の通知等内の「児童生徒等」には、公立幼稚園・私立幼稚園の幼児も含まれること。

○「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（平成 23 年 3 月 14 日付 22 文科初第 1714 号）  
（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/23/03/1303644\\_1537.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/03/1303644_1537.html)）

○「計画停電の実施に伴う授業等の弾力的な対応及び児童生徒等の安全確保の配慮について」（平成 23 年 3 月 14 日付事務連絡、平成 23 年 3 月 15 日付事務連絡）  
（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/23/03/1303645\\_1537.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/03/1303645_1537.html)）  
（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/23/03/1303683.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/03/1303683.htm)）

○「東北地方太平洋沖地震により被災した児童生徒等の公立学校への弾力的な受入れ等に関する Q&A の送付について」（平成 23 年 3 月 24 日付事務連絡）  
（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/syousai/1304392.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1304392.htm)）

○「東日本大震災により被災した幼児児童生徒の私立学校における就学機会の確保等について（周知）」（平成 23 年 4 月 11 日付 23 文科高第 51 号）（別添）

(2) 以下の通知の記の 1 から 3 の取扱いについては、国立大学附属幼稚園の幼児もこれに準じて取り扱うこと。

○「平成 23 年度（2011 年）東北地方太平洋沖地震に関する国立大学附属学校児童生徒等の安全確保等について（通知）」（平成 23 年 3 月 14 日付 23 文科高第 1256 号）  
（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/23/03/1303649\\_1537.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/03/1303649_1537.html)）

(3) 以下の事務連絡の取扱いについては、幼稚園もこれに準じて取り扱うこと。

○「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う教育課程編成上の留意点について」（平成 23 年 3 月 25 日付事務連絡）」の 1  
（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/23/03/1304311\\_1537.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/03/1304311_1537.html)）

## 2. 学校保健・学校安全・幼稚園における給食等について

以下の事務連絡内の「児童生徒等」には、幼稚園の幼児も含まれること。また、幼稚園における給食については、以下の事務連絡において示されている学校給食の取扱いを参考にすること。

- 「東日本大震災により被災した学校の再開について」(平成 23 年 4 月 5 日付事務連絡) (別添)
- 「東日本大震災を受けた避難経路等の緊急点検について」(平成 23 年 4 月 5 日付事務連絡) (別添)
- 「新年度からの学校給食の実施にあたっての留意点について」(平成 23 年 4 月 5 日付事務連絡) (別添)
- 「計画停電期間中における学校給食の留意点について」(平成 23 年 4 月 5 日付事務連絡) (別添)
- 「計画停電の実施等による学校給食用牛乳の供給への影響等について」(平成 23 年 4 月 8 日付事務連絡) (別添)

## 3. その他

その他、以下の事務連絡についても参照されたい。

- 「安心こども基金における「平成 21 年度補正予算分事業（認定こども園等の環境整備等事業）」について」(平成 23 年 3 月 30 日付事務連絡)  
(別添 ※平成 23 年 4 月 1 日添付)
- 「東北地方太平洋沖地震により被災した園児に対する幼稚園就園奨励事業について」(平成 23 年 3 月 31 日付事務連絡) (別添 ※平成 23 年 4 月 1 日添付)

※なお、以下のページでもこれまで文部科学省が発出した通知等を掲載している。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/index.htm)

事 務 連 絡  
平成23年4月11日

各都道府県私立学校主管部課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

### 東日本大震災により被災した私立学校施設の災害復旧について

東北地方太平洋沖地震による災害については、平成23年3月13日に政令により激甚災害※として指定されました。

従来から、激甚災害により私立学校施設が被害を受けた場合、法令等により学校法人が行う災害復旧事業に対し補助を実施しているところであり、このたびの震災で被災した私立学校の災害復旧事業についても予算の範囲内において事業費の1/2を補助することとしております。

については、補助制度及び事務の流れ等を別紙のとおりまとめましたので、今後この補助事業の申請を予定されている場合は、特に下記の事項に留意いただくようお願いいたします。

なお、この補助事業の執行に係る事務については各都道府県にお願いしていることを申し添えます。

また、このことについて、所轄の学校法人に周知くださるようお願いいたします。

### 記

1. 国の現地調査を待たず、事前着工を行うことが可能となっていますので、教育活動に支障が生じないように可能なものから速やかに適切な対応を取るとともに、適切な復旧方法により安全性を確保すること。(文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領(以下、「調査要領」という。)第7参照)
2. 現地調査前に事前着工する場合には、激甚災害によって被災していた事実を証明する被災直後の写真や関係資料が必要です。そのため、学校施設の被災直後の被害状況が復旧箇所ごとに証明できるような写真や関係資料等を復旧事業計画書を提出する前に予め保存しておくこと。(調査要領第8 1 (2)、第9 1参照)
3. 災害復旧事業に係る補助については、後日改めて依頼する通知を受け学校法人から提出していただく復旧事業計画書(必要書類については、従来のものを簡素化することを検討中)について当該事業が激甚災害による被害であるかどうか、また被災施設を原形に復旧するための費用であるか等について、原則として財務局の立会の上で現地調査等を行い、これらに該当するものに対して補助を行うこと。(調査要領第8 1 (1)参照)



4. 明らかに設計の不備若しくは工事施行の粗漏に基づいて生じたと認められる被害に係るもの又は著しく維持管理の義務を怠ったことに基づいて生じたと認められる被害に係るものについては、補助の対象とならないこと。(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第37条第1項但書参照)
5. 補助対象経費は、被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが、原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧することを前提に算出し、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不相当である場合においては、当該施設に代わるべき必要な施設を整備するものとして算出すること。(調査要領第4参照)
6. 重大な被害を受けた学校施設等、復旧までに長期間を要するものは、上述の事業計画書の作成に向け復旧方法等の検討を行っておくこと。
7. 校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事完了までに長期間を要する見込みの場合、当該期間中の教室等の不足による授業の中断又は二部授業を避けるための応急仮設校舎についても私立学校の災害復旧事業の補助の対象となるよう検討中であること。

※ 激甚災害制度では、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(余震を含む)、3月12日の長野県北部を震源とする地震及び3月15日の静岡県東部を震源とする地震などによる災害を含め一連の災害として取扱うこととされております。

本件問合せ先

文部科学省高等教育局

私学部私学助成課助成第一係

畑(はた)、八木下(やぎした)

電話 : 03-5253-4111 (内2545)

Fax : 03-6734-3396

mail : sigakujo@mext.go.jp